

就学相談の流れ

保護者からの申し込み

*保護者が指導課の窓口で直接、または電話、Logoフォームによる申し込みを行う。

- ・氏名、住所、相談したい内容などを指導課特別支援教育係に伝える。



面談日時の調整

*就学相談担当者(臨床心理士等)が保護者と日程調整を行い、相談日の予定を立てる。



保護者との面談

*就学相談担当者(臨床心理士等)が保護者と面談を行う。

- ①現在の様子について(家庭や在籍園・在籍校などで困っていることや、気になることなど)
- ②生育歴や既往歴について
- ③諸検査の記録や医療機関の受診について



お子さんの発達検査および医療機関受診

*医療機関等でお子さんの、医師診察記録及び発達検査結果書類を取っていただく。



在籍園・在籍校(保育園・幼稚園・小学校等)での行動観察、及び担当教諭との面談

*就学相談担当者(臨床心理士等)が在籍園・在籍校(保育園・幼稚園・小学校等)での普段の様子を観察する。



特別支援学校・特別支援学級・特別支援教室(通級指導学級)での体験・行動観察

- ①特別支援学級設置校において、特別支援学級の体験入級を通して行動観察を行う。
- ②特別支援学校での体験入学を通して行動観察を行う。
- ③特別支援教室(通級指導学級)の体験入級を通して行動観察を行う。

*就学先の希望、保護者との面談内容やその他相談資料等を勘案して、上記①～③のいずれかを行っていただく(市教育委員会からご案内する)。複数実施していただくこともある。



昭島市就学支援委員会

*校長、教員、就学相談担当者(臨床心理士等)、学識経験者、指導主事等で構成される。

*小集団グループでお子さんの行動観察を行う。

・面談での聞き取りや在籍園・在籍校での行動観察、特別支援学級・学校、特別支援教室での体験の様子、委員会での行動観察での様子、医療機関等の資料をもとに審議を行い、お子さんの適切な就学先について判定する。



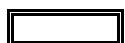
判定結果について保護者へ報告

*判定結果や判定理由について、就学相談担当者(臨床心理士等)が保護者に説明を行う。



保護者による就学先の決定

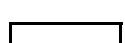
*就学先の学校と、話し合いをする場合がある。



:親子



:保護者のみ



:その他

昭島市教育委員会 学校教育部

指導課 特別支援教育係

TEL:042-519-2290